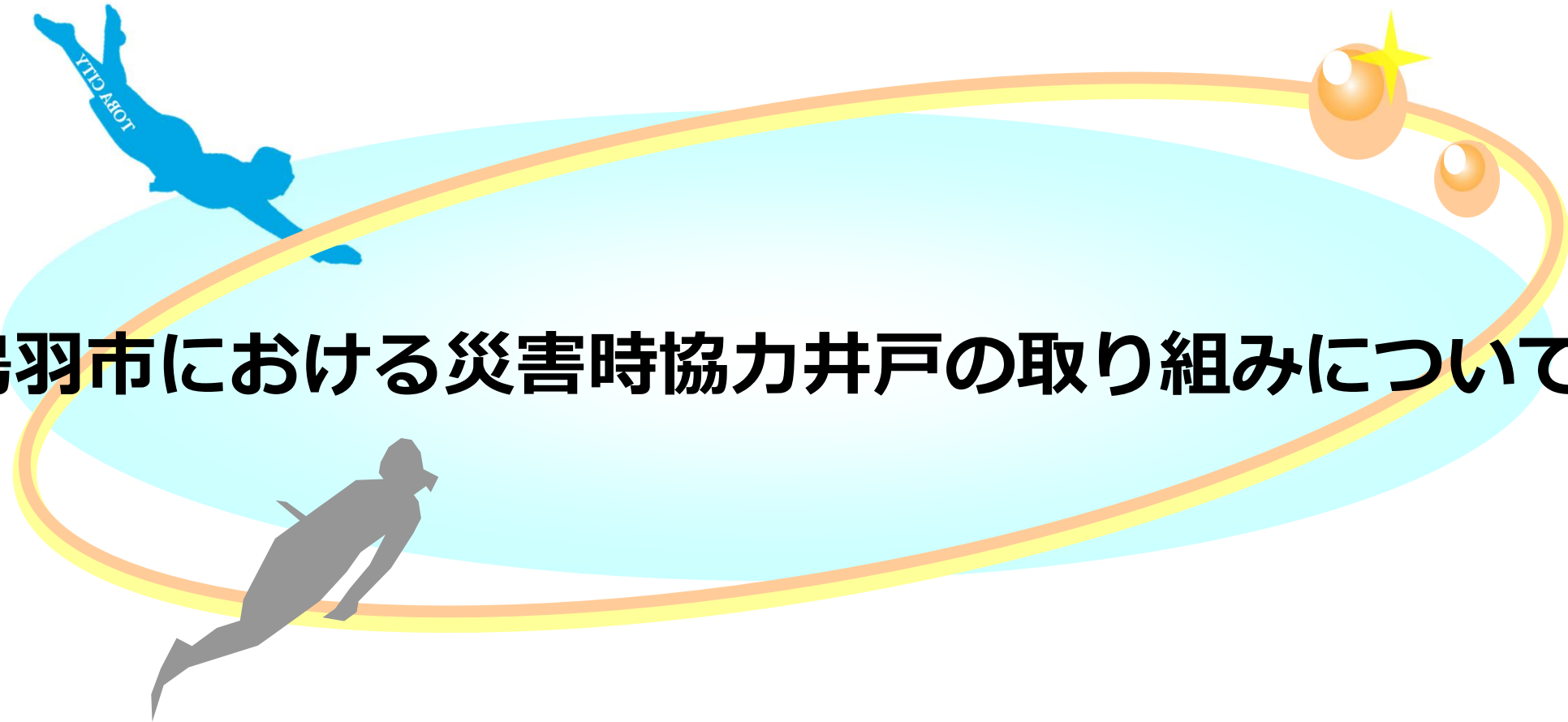




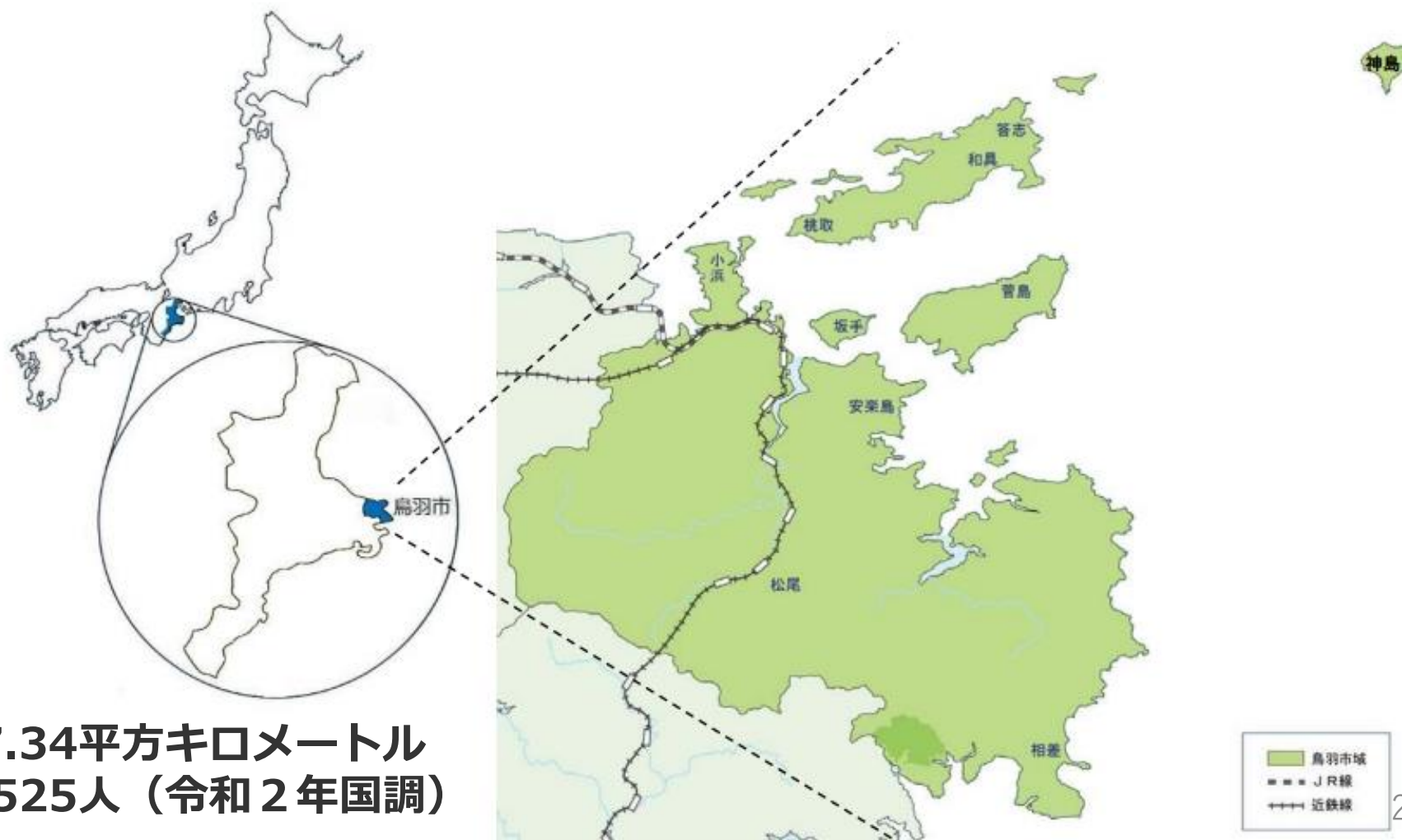
鳥羽市における災害時協力井戸の取り組みについて

令和7年3月19日（水）
鳥羽市総務課防災危機管理室

鳥羽市の概要

本市は、三重県東端部の志摩半島北側に位置し、西は伊勢市、南は志摩市に接しています。市域は、答志島・菅島・神島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、市東端の神島は、三重県最東部に位置しています。

さらに、海岸線は、風光明媚なリアス海岸を有し、その海岸線を中心に市域が伊勢志摩国立公園に指定され、また、古くから豊かな漁場でもあることから、今日まで海女漁をはじめとする多様な漁業が続けられています。こうした恵まれた自然環境を背景に、漁業と観光が両輪となり地域の産業を支えてきました。



面積107.34平方キロメートル
人口17,525人（令和2年国調）

災害時協力井戸登録制度取り組みのきっかけ（能登半島地震職員派遣）



能登半島地震をきっかけに・・・

①水の重要性を再認識

- ・ 地域防災計画には、**飲料水の確保**については記載しているものの、生活用水に対する具体的な取り組みは行っていなかった
- ・ 耐震性貯水槽や耐震菅の敷設を進めている

②地域の機運が高まる

- ・ 地域から要望の声が上がってくる

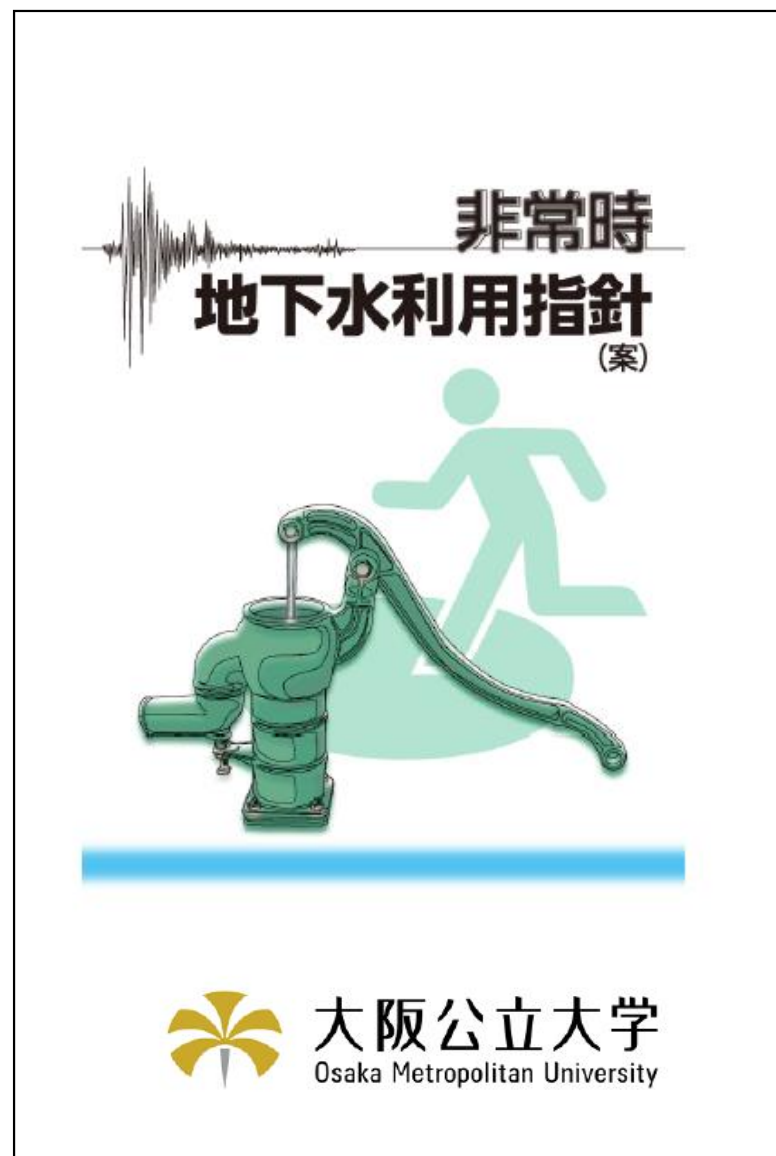
鳥羽市災害時協力井戸登録制度
令和6年6月補正にて費用を計上
令和6年8月1日から運用開始

鳥羽市地域防災計画

第3節 給水活動 【生涯目標】 水確保			
第1項 活動方針			
① 市は応急給水活動の総合調整及び給水システム等による応急給水活動を実施する。 ② 市の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を確保できない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。 ③ 水道施設の復旧が長引く場合は、市民生活を考えて、積極的に給水量を増加するよう努める。			
第2項 主要対策項目			
対策活動項目	実施時期	活動開始（準備）時期等	必要な収容規模（主な収容先）
飲料水の確保	水道部	【被災1時間以内】 被災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水施設 ・応急貯水 ・（日本水道協会）
避難所への対応	水道部	【被災2時間以内】 被災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水施設 ・応急貯水 ・（日本水道協会）
応急給水活動の調整	水道部	【被災6時間以内】 被災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水施設 ・応急貯水 ・（日本水道協会）
応急給水活動の実施	水道部	【被災24時間以内】 応急給水活動の必要性が 認められる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水施設 ・応急貯水 ・（日本水道協会）
第3項 対策			
■市の実施する対策			
1 飲料水の確保 市民に対して一人あたり3日分程度の飲料水を確保するよう準備するとともに、応急給水拠点や配水池等で供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。 災害時の水として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やダム等の水を活用、確保し、飲料水を確保することを検討する。			
2 避難所への対応 被災被害を受けた沿岸部の施設の利用状況の把握に努め、被災の被害状況に応じた給水活動を実施する。			

制度設計にあたって参考としたもの

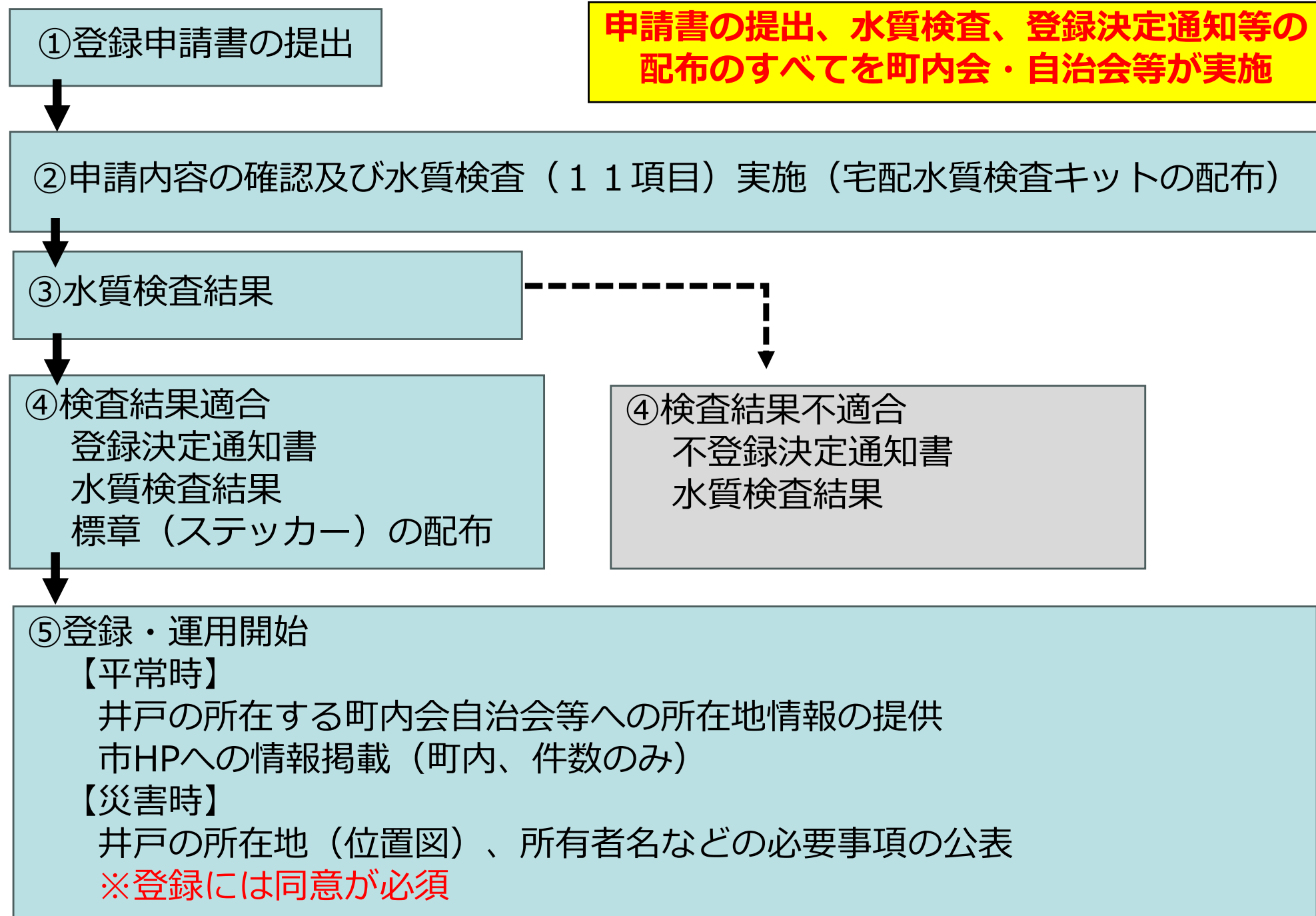
- 県内先行自治体への聞き取り
- 非常時地下水利用指針（案）
- 国の水循環アドバイザー制度の活用



- 井戸の調査、登録申請、検査の一連の
手続きを各町内会・自治会に協力してもらう
- 宅配検査キットの活用
- 登録後の手引きを作成



災害時協力井戸登録制度の登録の流れ



ご協力ありがとうございます。

鳥羽市

災害時協力井戸

登録制度の手引き

令和 6 年 8 月

鳥羽市防災危機管理室

ご協力ありがとうございます。

鳥羽市

災害時協力井戸

登録制度について

令和 6 年 8 月

町内会・自治会・自主防災組織用

鳥羽市防災危機管理室

② 普段から気を付けていただきたいこと。

- 井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。
- 井戸の破損やポンプの故障等がないか、定期的に点検しましょう。
- 長い間使っていない井戸では、井戸水が濁ることがあります。日頃から、散水などに井戸水を使うよう心がけましょう。

③ 平常時のお願い

- ・ 平常時は、市のホームページ、市地域防災計画に〇〇町に〇基の災害協力井戸があるなど井戸に関する情報を掲載します。（氏名や所在地は公表しません）
- ・ 災害時の地域の助け合い（共助）を目的に、井戸の所在地にある町内会・自治会・自主防災会に井戸の所在地や氏名等の情報について情報共有します。

【井戸の変更などがあった場合】

井戸の登録者の変更や廃止等、登録内容に変更が生じましたら、お手数ですが、鳥羽市総務課防災危機管理室まで連絡をお願いします。下記の手続きが必要になります。

例えば	転居、売買等のため、登録を解除したい。 工事のため井戸を埋めてしまった 井戸が枯れてしまった	→ 解除申出書
	管理者や所有者 井戸の仕様が変わった	→ 変更申出書

2

④ いざ、災害が起きたら

- まずは、ご自身やご家族の安全を確保してください。
- 井戸の状況や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物等）を確認してください。
- 地域で水道水の給水が停止した場合は、自主的に協力できる範囲内で、井戸水を近隣の被災者の方々に提供してください。
- 町内会・自治会・自主防災会とも連携し、井戸水の提供時間などを決め近隣の被災者の方々に井戸水を提供してください。別紙チラシ（見本）を参考にしてください。
- 井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いします。
- 井戸水を提供していただく場合、飲料水として提供しているものではないことを口頭や、別紙チラシなどを活用し、お伝えください。
※地震等により、水質が変わる可能性があります。井戸水は、トイレや洗濯などに使う生活用水として提供ください。
- 地震等により、井戸等が被害を受けるなど、井戸水の提供が困難な場合は、登録ステッカーを剥がすが、提供できない旨の掲示をお願いします。
- 停電により電動ポンプが使用出来ない場合には、電気が復旧してからご協力ください。

井戸水を利用される皆さま

井戸の所在地等

井戸水の提供時間

午前	時	分から	午後	時	分まで
午後					

その他条件

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項を守ってください。

- ① 井戸水の提供は、災害による断水時のみです。
- ② 敷地内に立ち入るときや井戸を利用するときは、所有者等に確認をとってください。
- ③ 状況により、井戸水を提供できない場合や給水制限を行う場合があります。
- ④ 井戸水は飲み水としての提供ではありません。生活用水としてご利用ください。

登録制度の手引き（登録者用と町内会自治会等用）の2種類を配布し、地域で井戸を維持していくことを支援している。

町内会自治会数 4町内会／46町内会・自治会

申請数 64件

登録数 23件 (令和7年3月18日現在)



- ・ **取り組む町内会・自治会の拡大（4 / 4 6 町内会自治会）**
- ・ **制度への理解促進**
- ・ **検査基準の見直し（飲用井戸水の基準。不適合が多い）**
- ・ **汲み上げ電動ポンプなどの導入費用の補助支援**
- ・ **井戸替えなどの維持管理費用の補助支援**
- ・ **災害時協力井戸一覧の位置図の作成**
- ・ **津波浸水想定区域などハザードとの重ね合わせ**
- ・ **公共井戸（新設）の検討**